

神 監 第 9 0 号
平成 1 9 年 7 月 2 6 日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	安 達 和 彦
同	池 田 り ん た ろ う

社会福祉法人への補助金の交付に関する

住民監査請求の監査結果について (通知)

平成 1 9 年 5 月 3 1 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

平成19年5月31日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

神戸市（以下「市」という。）は、くすのき会ひふみ園の移転工事に伴い、平成18年3月13日、厚生労働省近畿厚生局長あて、平成17年度社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金174,517,000円の交付申請を行い、くすのき会に対しては市の補助金87,259,000円を交付する債務を負った。

これは、神戸市長（以下「市長」という。）及び神戸市保健福祉局長（以下「市保健福祉局長」という。）が行った違法な行為であり、市に87,259,000円の損害を与えようとしている。

よって、くすのき会に対して厚生労働省への国庫負担（補助）金交付申請を取り下げさせること、くすのき会に対する市の補助金交付を無効とすることを請求する。

理 由

1 くすのき会は、交付金申請のために厚生労働省に提出した協議書（以下「協議書」という。）等において、施設所在地が「地すべり防止危険か所等危険区域」に該当しておらず、国庫負担（補助）金交付対象要件外であるにもかかわらず、虚偽の記載を行った。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という。）で規定する「偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受ける行為」に該当する。

また、市長及び市保健福祉局長は、協議書に添えた市長意見書において虚偽の記載を行った。これは、適正化法で規定する「情を知って交付又は融通をした者」に該当する。

2 移転予定地は、施設等を建設することが農地法上禁止されている。この移転予定地に関する補助を市が行うことは、地方自治法第2条第16項に違反する。

第2 監査の実施

1 監査の対象

請求書によれば、住民監査請求の対象行為は次の2つである。

知的障害者入所更生施設ひふみ園（以下「ひふみ園」という。）の移転改築に伴う、厚生労働省近畿厚生局長あて、平成17年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請（平成18年3月13日付、神保障第243-1号）。

社会福祉法人くすのき会（以下「くすのき会」という。）に対して、市の補助金を交付する債務を負ったこと。

について

市が行った本件国庫補助金の交付申請は、地方自治法第242条第1項に規定する

住民監査請求の対象となる行為には該当しない。

また、請求人は、くすのき会が国庫補助金交付申請において虚偽記載を行い、適正化法の罰則対象となる行為をしていることから、求める措置を「くすのき会に対して厚生労働省への国庫負担（補助）金交付申請を取り下げさせること」としている。しかし、本件国庫補助金の交付申請者は市であり、くすのき会が厚生労働省へ国庫補助金交付申請を行っているのではない。くすのき会による厚生労働省への国庫補助金交付申請という行為は存在しない。

よって、国庫補助金の交付申請に関する部分については、住民監査請求の要件に該当する対象行為がない。

なお、請求人が、国に対する補助金交付申請について、くすのき会、市長、市保健福祉局長による虚偽記載の根拠として請求書に添付し引用する通知は、「適用期間 平成 8 年度から平成 1 2 年度」と明記されており、平成 1 7 年度国庫補助金である本件に適用されるものではない。

について

記載されている金額及び文意から類推すると、市がひふみ園の移転に伴う新施設建設費につき、市の補助率に基づき、くすのき会に対して交付する予定の補助金（以下「市補助金」という。）をさすものと考えられる。

よって、監査対象は、平成 1 9 年度市予算で支出が予定されている当該市補助金とする。

2 監査の実施

保健福祉局、建設局の関係職員から事情を聴取したほか、関係書類について監査を実施した。

第 3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 市補助金の対象となっている施設「ひふみ園」の概要は次のとおりである。

設置主体 社会福祉法人 くすのき会

現 在

・所在地 中央区神戸港地方口一里山 1 - 1 5 0

・種 別 知的障害者入所更生施設

・事業開始 昭和 5 2 年 4 月

・定 員 入所 8 0 名，ショートステイ 5 名

・入所者 7 1 名 （平成 1 9 年 5 月 3 1 日現在）

・施設規模 敷地面積 4,099.00 m²
鉄骨造，一部鉄筋コンクリート造 3 階 2 棟ほか 5 棟
2,261.75 m²

移転後

・所在地 北区山田町藍那字瀬戸ほか

- ・種 別 同 じ
- ・定 員 入所 70 名，ショートステイ 10 名 地域交流スペース併設
- ・事業開始 平成 19 年度
- ・施設規模 敷地面積 9,965 m²
鉄骨造 2 階 1 棟ほか 2 棟 延べ 3,103.32 m²
- ・今後の予定 平成 19 年 7 月 建物完成
平成 19 年 8 月 引越し
平成 19 年 9 月 現建物解体工事完了

(2) 「ひふみ園」移転に伴う新施設建設費につき，市補助金の平成 19 年度予算は 87,259,000 円である。これは，平成 17 年度予算を平成 18 年度への繰越明許費とし，さらに平成 19 年度へ事故繰越としたものである。

なお，市補助金の支出は，現建物解体工事完了後に支出されるものであり，現在の工事の進捗状況から平成 19 年 9 月以降の見込である。

2 判 断

請求人の主張する「施設等を建設することが農地法上禁止されている移転予定地に関する補助を市が行うことは 地方自治法第 2 条第 16 項に違反する。」について，次のとおり判断する。

地方自治法第 2 条第 16 項本文は「地方公共団体は，法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定している。

請求人は，違反する法令を農地法と特定しており，

(1) 移転予定地への施設建設は，農地法違反である。

(2) 農地法違反の行為に対する市補助金交付は法令に違反する事務であるから，地方自治法第 2 条第 16 項に違反する。

と主張している。

(1) を前提として (2) を述べているので，まず，(1) で述べるところの，移転予定地への施設建設が農地法に違反するか否かについて判断することとする。

(1) について

請求人から提出されている資料 4 点のうち，農地法違反の主張に関するものは，「開発許可等と農地転用許可との調整に関する手続き等について」(昭和 44 年 10 月 22 日 44 農地 B 第 3177 号) 及びその別添である「開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書」(44 農地 B 第 3177 号 建設省計宅開発第 103 号 昭和 44 年 10 月 21 日)(以下「請求人添付の覚書」という。)である。これは一般的な文書であり，本件請求に係る事実を客観的，具体的に指摘するものではないが，本件とは異なる請求人(以下「別件請求人」という。)による住民監査請求(平成 19 年 1 月 5 日受付，同年 2 月 21 日棄却)において，本件と同一の土地に同一施設を建設することは農地法違反であるとの同一主張がなされ，別件請求人より提出されている

資料（以下「別件資料」という。）があるので、これに基づき判断する。

請求人は、移転予定地への施設建設が農地法に違反する理由として、当該土地の農地転用許可に関して、次の主張をしている。

開発許可と農地転用許可の同時申請・同時許可の原則により、スポーツ施設の開発許可がおりていないので、農地転用許可も下りていないとする主張について

請求人は同時申請・同時許可の原則と主張するが、請求人添付の覚書に記載されている内容は、当該土地が農地である場合、開発許可権者又は農地転用許可権者は、開発許可又は農地転用許可をしようとする場合には、相互に連絡、調整を図り、その後に開発許可及び転用許可を「同時にするものとする。」というものである。

第一に、「同時申請」については、請求人添付の覚書では触れられていない。

第二に、請求人が主張する、当該土地におけるスポーツ施設の開発許可申請があったか否かは、別件資料からも明らかにはならない。

別件資料のうち、平成19年2月5日に別件請求人が意見陳述時に提出した追加資料4-2、4-3からは、一旦提出された開発許可事前審査願書が取り下げられたこと及びレクリエーション施設の計画決定次第開発許可申請を再度提出する予定があることが読み取れるのみである。

開発許可の申請がなければ、請求人添付の覚書の内容は、本件とは無関係である。

第三に、別件資料の中には、当該土地は農地であったが露天資材置場に転用し所有権移転することを許可する文書（以下「兵庫県知事の農地法第5条第1項許可書」という。）がある。

一般的には、農地を露天資材置場にすることは、都市計画法第4条第12項でいう開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）には該当しないので、開発許可は必要ではない。このことから、請求人添付の覚書の内容と本件との関係は不明である。

よって、スポーツ施設の開発許可が下りていないから農地転用許可も下りていないとする請求人の主張には客観的根拠がなく、施設建設を農地法違反とする理由とはならない。

露天資材置場への転用許可は、一時転用しか認められず、転用目的達成後に農地への復元確実な場合のみの許可であるから、当該土地は現在も農地のままであるとする主張について

ア 兵庫県の農地転用許可関係文書の保存年限は10年であるため、現時点で公文書により、当該地にかかる転用等の事実関係を明らかにするのは困難である。

イ 県知事の許可行為が有効か否かの審査は、神戸市監査委員への住民監査請求の対象外である。

ウ 別件資料の中の「兵庫県知事の農地法第5条第1項許可書」を見ても、「一時転用」である旨の文言は一切ない。

エ 条文を見ても、農地法第5条第1項許可は農地転用のための権利移動の許可であり、本件では「兵庫県知事の農地法第5条第1項許可書」によれば、新星和不動産株式会社が農地を露天資材置場に転用するために、譲渡人から当該農地の所有権の移転を受けることを許可するものである。この許可に係る農地をその許可目的に供する場合には、農地法第4条第1項の農地転用許可は不要とされる。(第4条第1項ただし書き)

農地法第5条第1項許可は所有権の移転を認めるという許可であるから、その許可が一時的あるいは恒久的であるという概念は適合しない。

また、一時的な利用に供するための所有権取得の場合には、農地法第5条第1項許可は下りない(第5条第2項第5号)。別件資料の中の「兵庫県知事の農地法第5条第1項許可書」によれば、本件では知事の許可が下りている以上、農地法第5条第2項第5号には該当しない、つまり「一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合」ではないと判断されたものといえる。

なお、請求人は「目的達成後に農地への復元が確実に認められる場合にしか法令上の許可規定が存在しない」と言う。確かに、一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないときは、農地法第5条第1項許可は下りないとする規定はある(第5条第2項第6号)。しかし、本件は所有権取得の場合であるから、この条項の要件には該当しない。

よって、請求人の「資材置場として転用許可が下りるためには、恒久転用は認められず、この場合は一時転用しか認められない。」との言い分は、それを裏付ける客観的根拠が示されておらず認めることはできない。

また、当該土地が「農地のままであることは明白」とする請求人の意見は客観性を欠いており、この意見を前提として請求人がなす農地法違反の主張には理由がない。

(2) について

(1)の農地法違反が認められないので、これを前提とする(2)の地方自治法第2条第16項違反の主張は成り立たない。

なお、市補助金は、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的として、障害者自立支援法等の規定に基づき社会福祉法人が整備する施設整備に要する費用の一部を市が補助するものであり、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定に沿うものである。また、その交付決定は、神戸市民間社会福祉施設

整備費等補助金交付要綱に基づき行っており、手続き上も違法性、不当性はない。

第4 結 論

第3 監査の結果で述べたとおり、請求人が、移転予定地への施設建設が農地法に違反するとする理由には客観的根拠がなく、認めることができない。

また、請求人は、農地法違反を前提として、違法行為への市補助金の交付が地方自治法第2条第16項違反に該当すると主張しているが、農地法違反が認められない以上、請求人の主張は根拠を失う。市補助金の交付については、その他の違法性、不当性も見当たらず、法令に違反する事務処理とは言えないので、地方自治法第2条第16項に違反しない。

よって、くすのき会に対して市補助金を交付することに違法性、不当性は認められない。

以上のとおり、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。